

第1章 計画策定の背景・位置づけ

1 食育とは

食育とは、平成17年に「食育基本法」が制定され、同18年3月には「食育推進基本計画」が策定されました。その中で「食育」は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとしています。

2 計画を策定する背景

(1) 国や県による食育推進計画の進展

国においては、「第3次食育推進基本計画（H28～32）」が策定されました。愛知県においては「あいち食育いきいきプラン2020」が策定されました。

国の計画においては、重点課題として次のテーマが上げられています。

- 若い世代を中心とした食育の推進
- 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 食の循環や環境を意識した食育の推進
- 食文化の継承に向けた食育の推進

また、重点課題に取り組むにあたって、次の2つの視点に留意する必要があると示されています。

- 子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組を推進
- 国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進

平成27年度に策定された「あいち食育いきいきプラン2020」では、次のテーマが示されています。小牧市では、こうした計画と整合性を持たせて、第3次計画の内容検討を行いました。

[あいち食育いきいきプラン2020で示されている取組]

- バランスのとれた規則正しい食生活の実践
- 生活習慣病や過度な痩身等の予防
- 食の安全に関する信頼の構築
- 食を楽しむゆとりの確保
- 体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進
- 日本の食文化や郷土料理等の理解と継承
- 食生活における環境への配慮の徹底
- 農林水産業への理解と地産地消の一層の促進
- 農林水産業や食品産業における環境への配慮の徹底
- 食育にかかる人材の育成と活動の充実
- 関係者の役割分担とネットワークの充実
- いともあいち運動の推進

(2) 本市の「食」をめぐる環境

本市は、食育基本法第18条に基づく食育推進計画として、平成21年度に策定した第1次食育推進計画を踏襲した第2次食育推進計画を平成24年度に策定し、「食でつながろう こまきの輪」を食育を進める方向として掲げ、小牧市食育推進チームや関係団体、市民と協働し食育の推進を図ってきました。

近年、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、価値観の多様化とライフスタイルの変化など、市民をとりまく環境は大きく変化しつつあります。また、それだけでなく、食環境の安全・安心に対する問題、生活や家族形態の多様化、朝食の欠食、食事の栄養バランスに関する知識の不十分さ、食育に関心が高くとも実際の行動につながっていない、食育行動の実践状況が性別や世代によって差があるなど、食に関する課題も多くみられます。

そこでこれらの状況を踏まえて本市を取り巻く食の問題を横断的にとらえるとともに、食育をさらに推進するために「第3次小牧市食育推進計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

「第3次小牧市食育推進計画」は、「食育基本法」、国の「第3次食育推進基本計画」、県の「あいち食育いきいきプラン2020」の趣旨をふまえます。

また、本市の「第6次小牧市総合計画」をはじめ、保健医療、教育、環境等市の関連する計画との整合を図り、本市における食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

国や愛知県の計画の評価・見直しを受けて、本計画の見直しをするとともに、計画の達成状況や社会情勢等の変化をふまえながら修正等を行い、継続していくものとします。